

## 第 2 回福崎町自治基本条例検討委員会での意見への対応方針

## 1 「町民」の定義について、説明・表現方法について。(町民・住民を分けてはどうか)

## 【意見の内容】

- ・ 町内に住所を有する者(以下「住民」という。)、町内へ通勤又は通学する者及び町内で事業又は活動を行うものを町民いう とあるが、①町民の範囲を広く捉えすぎると好ましくない団体も入ってくることも懸念される。②住民投票にも影響してくるのではないか。③町民と住民とを分けて定義してはどうか。

## 【対応方針】

- ① 町民の定義を住民、通勤・通学者及び事業や活動を行うものとしています。少子高齢化が進展する中、福崎町のまちづくりを推進するためには、町内に住所を有する人だけではなく、町内へ通勤・通学する人、及び町内で事業活動等を行っている個人や法人も含めた多くの方々の協力がが必要です。※ここでは地方自治法第10条第1項で規定している「住民」(町内に住所を有する者(自然人及び法人で国籍の如何を問わない。))をいいます。
- ② 住民投票について、投票資格者の範囲や何に対しての住民投票かを事案ごとに別に条例を定めます。
- ③ 町民・住民を分けて定義したほうがわかりやすければそのようにします。現状では今の方がいいのではないかと考えています。

## 2 「町」の定義について、説明・表現方法について。(議会・町長等を分けてはどうか。議会基本条例との兼ね合いもある。)

## 【意見の内容】

- ・ 「町」の定義の中に議会と町長等を一緒にすると、明文化したときに問題が出るかもしれないので、説明・表現方法を再考してはどうか。(議会・町長等を分けてはどうか。議会基本条例との兼ね合いもある。)

## 【対応方針】

- ・ 「町」の定義を「議会及び町長等」のままにしたいと考えます。地方自治法第1条の3及び第2条第3項に定める基礎的な地方公共団体を指すものとしします。具体的には、町民が参画や協働を行う相手となる議会と町長等を指しています。

## 3 外国人への情報提供についても、町にはできるところから進めていただきたい。

## 【意見の内容】

- ・ 福崎町内にも多くの外国人が企業の研修生等で居住されている。企業では通訳による外国人への情報提供についても行っているが、町にもできるところから進めていただきたい。

## 【対応方針】

- ・ 今後はできるところから工夫をしていきたい。